

2021年7月30日(金)

日本の刑法性犯罪規定を国際人権基準に合わせるために
—日本学術会議提言から法務省検討会報告を検討する—



性交同意年齢について

琉球大学大学院法務研究科 矢野恵美

現行刑法

そもそもこの要件が必要かは
島岡報告(同意)

刑法第176条

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。

13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第177条

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制的性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。

13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

提言

「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて —
性暴力に対する国際人権基準の反映—
2020年9月29日

日本学術会議

法学委員会ジェンダー法分科会

社会学委員会ジェンダー政策分科会

社会学委員会ジェンダー研究分科会

提言4

性交同意年齢の引き上げや配偶者間レイプ規定の導入など、2017年改正で実現しなかった他の改正課題も多くあり、これらについても、今後、順次改正を行っていくことが求められる。「同意の有無」を中核とする最優先課題以外にも現行刑法には多くの改正課題が指摘されている。たとえば、性交同意年齢の引き上げ、18歳未満の者に対する監護者以外の地位利用規定の創設、配偶者間における強制的性交等罪（配偶者間レイプ）成立の明確化、性犯罪に関する公訴時効の撤廃・停止、男性器以外による性交等の追記などである。少なくとも、国際比較からしてきわめて低い13歳という性交同意年齢は16歳にまで引き上げられるべきである。

提言

保護法益：性的自由／性的自己決定権

→性交同意年齢＝13歳

理由：国際比較からしても低い年齢設定

→恐らく義務教育との関係

提言：**16歳まで引き上げ**

＝性交について真の同意ができるのは16歳から

「性犯罪に関する刑事法検討会」
取りまとめ報告書
2021年5月

性犯罪に関する刑事法検討会

※2015年8月の「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書にも
多数の意見が掲載されている

「いわゆる性交同意年齢の在り方」

- 成人から若年者に対する性的行為は処罰されるべきであるところ、性交同意年齢の引上げを性的自由の制限と捉えるべきではなく、性的自由に対する責任を果たせる年代かという観点から、保護すべき年齢を考えるべきであって、子供の発達や社会経験の乏しさからすると、少なくとも義務教育を受けている者は保護されるべきであるから、16歳まで引き上げるべきである = 保護の観点
- 子供の被害は、子供の理解力の未発達や脆弱性、大人より狭い世界で生きていることを利用されるため、そのプロセスが第三者から見ると分かりにくいことも少なくないことから、暴行・脅迫や抗拒不能の要件とは別に、子供を被害から守るという意味で性交同意年齢を引き上げるべきである。その際、子供が、自己の心身の境界線を侵害する行為は、将来にわたり心身に深刻な傷つきを残す可能性があることを理解して同意しているとは考えにくいことに留意すべきである = 被害の深刻さに着目

「いわゆる性交同意年齢の在り方」

- 法律上、18歳で結婚できることとされ、その前から交際して性的行為をする場合など処罰すべきでない場合もある。脆弱な未成年者の保護は個別の事情を踏まえて行うべきであり、性的行為の相手方を一律に処罰することとなる性交同意年齢は13歳のままでよい = **婚姻適齢との関連性**
- 刑事責任が問われ得るのに性的自己決定については全く能力がないとされることは整合しないので、性交同意年齢を刑事責任年齢である14歳より上に引き上げることは相当ではない = **刑事責任年齢との関連性**（引き上げても14歳まで）
- 調査によれば、青少年がキスや性交を経験する年齢は、長期的にみると若年化しており、児童の性的保護を直ちに強化すべき立法事実があるかを検討すべきである = **現状からの判断**

さらなる論点

- 強制的性交等と強制わいせつとで性交同意年齢を異なるものとするべきか
 - 同年代の者同士の性的行為に関する議論
 - 中間年齢層の者を被害者とする罰則に関する議論
- 等

他国の状況

無条件に性犯罪が成立する年齢 (行為者を成人のみとする等の要件ありは含む)

	ドイツ	オーストリア	フランス	イギリス	カナダ	スイス
	14歳未満	14歳未満	15歳未満	16歳未満	16歳未満	16歳未満
日本			スウェーデン	ノルウェー	韓国	台湾
13歳未満			15歳未満	16歳未満	16歳未満	16歳未満

※国によって規定ぶりは様々なので上記はあくまでも目安

※年齢によって法定刑が異なっている国もある

樋口亮介・深町晋也『性犯罪規定の比較法研究』+ 矢野調べ

何が問題なのか

論点

- なぜその年齢で区切るのかの説明
13歳未満だとなぜ同意があっても犯罪なのか
≠なぜ13歳でないといけないのか
- (刑法以外の法律で罰されているので良いのではないか)
- 決めた年齢の子ども達への働きかけの方法の検討
全ての法律の内容を全部知らせることはできないが...

なぜその年齢で区切るのか

なぜその年齢で区切るのか

記載のない刑法の教科書が多い

- 旧刑法からの立法過程・改正案作成過程における意見・説明
- そこからの解釈(教科書)→必ずしも問いには答えていない
- こうあるべきと言う提案(教科書) をもとに分類

※各教科書その他、旧刑法、刑法改正案等につきましては法務省性犯罪に関する刑事法検討会資料29、
嶋矢貴之「旧刑法期における性犯罪規定の立法・判例・解釈論」、
同「現行刑法下戦前期における性犯罪規定の立法・判例・解釈論」(樋口・深町『性犯罪規定の比較法研究』)を
参照させて頂きました

	婚姻適齢との関連	月経開始年齢との関連	児童の保護・健全育成目的	刑事責任年齢との均衡	理解度や知識:同意年齢	比較法
利点	何歳にするかがはっきりする(18歳) 現行の13歳が若すぎる事が明らか	調査によって何歳にするかがはっきりする	比較法的にも多く理由に挙げられている	何歳にするかがはっきりする(14歳)	「性的自由に対する罪」という理解と整合性がある	そもそも日本だけが若いことが説明できていない
批判	婚姻と結びつけることによって国家が貞操を強制するかのようになってしまう 婚姻するまで性行為をしないというのは非現実的	なぜ月経と結びつけるのかが不明(妊娠の危険?) 性犯罪が男性器の女性器への挿入に限らない 現状に合わない	結局、何歳にするかが明確ではない→特別法との整合性から18歳か年齢が高いとパターンリズムにならないか	刑事責任年齢は全ての犯罪に共通であるのに対して、「自由」に対する犯罪の被害者たりうるとされる年齢は犯罪によってまちまち そもそもなぜ14歳かを明確にする必要がある	結局、何歳にするかが明確ではない →提言にあるように義務教育を目安にすることは可能ではないか	結局、何歳にするかを決めなくてはならない→提言にあるように義務教育を目安にすることは可能ではないか

その年齢の子ども達への 働きかけの方法の検討

その年齢の子ども達への働きかけの方法の検討

- 無条件では性犯罪が成立しなくなる年齢までにそのことについての子どもへの教育が終わっていること

- 教員への教育

- 法曹、医療関係者への教育

参考例

- スウェーデン(2018年に「任意に参加」という要件に変更)
 - 性犯罪規定が改正になることについてのポスターを国中の公共交通機関等街中に掲示
 - 性犯罪規定の改正案が施行となる時に15歳になる全ての子ども達への冊子の配布
 - 子ども向け特設サイトの設置



ありがとうございました！
